

表2 公民館数及び職員数

区分	施設数	職員数															1館当り職員数			
		館長又は分館長			公民館主事			事務職員・技術職員			その他の職員			計						
		専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	
本館	中央館	85	57	12	13	213	34	20	49	3	1	45	5	12	364	54	46	4.3	0.6	0.5
	地区館	201	64	62	66	170	45	36	6	15	7	36	9	112	276	131	221	1.4	0.7	1.1
	分館	180	—	22	103	18	13	95	5	9	—	—	4	5	23	48	203	0.1	0.3	1.1
	計	466	121	96	182	401	92	151	60	27	8	81	18	129	663	233	470	1.4	0.5	1.0

注) 1 兼任とは、当該施設以外の常勤の職員で兼任発令されているものである。

2 非常勤とは、非常勤の職員として発令されているものである。

表3 図書館数及び職員数

区分	施設数	職員数														
		館長又は分館長			司書			司書補			その他の職員			計		
		専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)
本館	20	12	7	1	65	—	—	9	—	—	60	17	5	146	24	6
分館	15	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—	30	—
計	35	12	22	1	65	—	—	9	—	—	60	32	5	146	54	6

注) 1 兼任とは、当該図書館以外の常勤の職員で兼任発令されているものである。

2 非常勤とは、非常勤の職員として発令されているものである。

表4 博物館数と職員数

区分	施設数	職員数																	
		館長			学芸員			学芸員補			事務職員			その他の職員			計		
		専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)
登録博物館	7	4	1	2	16	3	—	2	1	—	23	—	1	3	—	1	48	5	4
相当施設	2	2	—	—	2	—	—	—	—	1	4	—	3	—	—	—	8	—	4
計	9	6	1	2	18	3	—	2	1	1	27	—	4	3	—	1	56	5	8

注) 1 兼任とは、当該博物館以外の常勤の職員で兼任発令されているものである。

2 非常勤とは、非常勤の職員として発令されているものである。

表5 青少年教育施設数及び職員数

区分	施設数	職員数														
		所長			指導系職員			その他			計					
		専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)	専任(人)	兼任(人)	非常勤(人)
少年自然の家	4	2	—	1	12	—	5	9	—	—	23	—	—	—	—	6
青年の家(宿泊型)	3	1	2	—	5	—	2	5	2	1	11	4	—	—	3	
青年の家(非宿泊型)	2	—	1	—	—	—	—	—	3	—	—	4	—	—	—	
児童文化センター	1	1	—	—	3	—	4	2	—	—	6	—	—	—	4	
その他	1	1	—	—	—	—	—	6	—	—	7	—	—	—	—	
計	11	5	3	1	20	—	11	22	5	1	47	8	—	—	13	

注) 1 兼任とは、当該青少年教育施設以外の常勤の職員で兼任発令されているものである。

2 非常勤とは、非常勤の職員として発令されているものである。